

顧問契約プランのご案内

顧問料 (月額)	対象となるお客様例	このようなニーズに 対応します	顧問業務内容例	弁護士費 用割引 率
3万	スタートアップしたばかりか、これから 事業を始める事業体・個人事業主様限定 *作業量に応じて通常のステージに変更。 1年くらいを目安。	・起業するために、契約の作成や従業員の雇用等法務は多い。 ・自分で一から調べるのは大変。手間と時間を予算に応じてなるべく少なくしたい ・やっていることが正確か、また足りないところがないか不安。 ・単に手続きだけでなく、将来を見越した専門的なアドバイスが欲しい ・突発的に契約締結することになったときの、弁護士費用を抑えたい	電子メール、電話、チャット、Skype等による一般的な法律相談	5%
5万円	・会社が軌道に乗り始めてきた ・これからさらに取引の量・種類が多くなりそう ・一気に事業を成長させたい	・上記に加え、毎月契約を締結するわけではないが、日々の事業全般について気軽に相談したい。 ・気になる点について法律的に問題がないかチェックしながら、効率よく事業を拡大したい。	電子メール、電話、チャット、Skype等による一般的な法律相談	10%
10万円	・取引量や従業員が増加し、業務内容や経営が複雑になるにつれ、法務リスクが心配になってきた ・法務リスクを心配せずにさらに事業を成長させたい	・上記に加え、平均するとほぼ毎月契約を1本は締結している。 ・契約の量は少ないが、相談の量が多い。 ・自社の行っている取引や労務などの社内体制に法律的な問題点がないか事業全般についてチェックしてもらいたい。 ・事業を進めるにあたり、法的問題をクリアしたい、または、法務リスクを適切にコントロールして効率よく事業を進めたい。 ・相手方との交渉を有利に進めるために、交渉内容等についてのアドバイスがほしい。 ・従業員の法律遵守の意識を高めたい。また、コンプライアンス体制を構築したい。	・A4サイズ2枚程度までの標準的な契約書のチェック・作成 ・お取引先や従業員との交渉バックアップ ・月1回の当事務所での面談* ・メール、電話、チャット、Skype等による一般的な法律相談 *定期的に会議を持ち、事業環境の変化などその時点でのお客様の状況を把握、分析し新たに生じている法務面での課題を抽出します。	20%
15万円	自社に法務部が必要な規模になってきたが、法務部を設置したり、法務担当者を雇用するコストは押さえたい	・上記に加え、平均すると毎月契約を2本以上締結する。 ・契約の量は少ないが、相談の量が多い。 ・交渉をより有利にすすめるために取引先や従業員と直接交渉してほしい。 ・事業戦略の法律面からの提案・サポートしてほしい	・契約書のチェックまたは作成 ・取引先や従業員との直接交渉 ・内容証明の直接送付 ・月1回の貴社訪問での面談または会議参加 ・メール、電話、チャット、Skype等による一般的な法律相談	25%

「法律」×「経営」で
事務所の成長を加速させる



リップル法律事務所

〒106-0032 東京都港区六本木1-4-5

アークヒルズサウスタワー16階

TEL : 050-1748-9706

電話受付時間: 9:30~20:30

Mail: takeo.nishiwaki@ripple-law.com

<http://nishiwakilaw.com/> (西脇法律事務所)

<https://ripple-law-web.com/> (リップル法律事務所)

<https://cosme-law.com/> (化粧品・美容関連会社様用)

ご挨拶



代表弁護士 西脇 威夫

日本のブランドを育て世界へ 世界のブランドを日本へ

健康であり、美しくあることは人々を幸せにします。そして、日本にはまだ規模が小さいながらも優れた製品を持つ会社、または日本ではまだ知られていないが良い製品が海外に多くあります。化粧品・美容・健康業界の会社を法律面からサポートすることで、御社の製品やサービスを世に広めるお手伝いをし、人々の幸せに貢献したいと考えています。化粧品会社ははじめ美容・健康業界を含む企業法務や社内弁護士の長年の経験を有し、業界に精通する弁護士に是非ご相談ください。ご承知の通り化粧品や健康食品は体に直接触れるものであり、安全確保の必要性があるため、製造から販売後まで、手続きから広告の

文言まで、多くの法律や規則が複雑にからみます。法律や規則に違反すれば、消費者の方に取り返しのつかない重大な不利益を与え、会社の信用を落とすことになります。

そのため、製造から販売後まで法規に違反することがないようにしっかりと管理しなければなりません。また、最大の利益を得られるよう戦略をたて、それに沿った法的効力を持たせ、想定外の損害を被らないように、売買契約、OEM契約、代理店契約、広告制作契約等の各種書面の作成にも細心の注意を払う必要があります。

長年にわたる化粧品会社ははじめ美容・健康業界を含む企業法務や社内弁護士の経験を活かし、貴社がより良い製品を作り、または入手して、消費者の方々に幸せになっていただき、貴社ブランドの価値を高めるお手伝いを致しております。気軽にご連絡下さい。

経歴

職歴

1996年～2004年	中川・高階法律事務所(現クリフォードチャンス法律事務所)
2001年～2002年	Marshall Suzuki Law Group (サンフランシスコ)
2004年～2007年	株式会社ナイキジャパン
2007年2月～2008年3月	西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業
2008年4月～2012年7月	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業(その間、シスコシステムズ出向)
2012年8月～	西脇法律事務所 (2017年7月よりリップル法律事務所と改名)

著作・メディア掲載

- 「商標・特許の基礎知識」(日本輸入化粧品協会)(2017年)
- 化粧品・トイレタリーの専門誌C&T 2020年夏号 インタビュー記事掲載
- 最新事例から読むインターネットと企業法務(ぎょうせい2010年)(編者)
- 諸外国の労働事情について」(The Global Alliance for Sustainable Supply Chain) (2019年)
- その他、NHK、日本経済新聞等よりインタビュー

顧問先の声



一般法人どんぐり財団様



瞬時に相談できる安心感は 何ものにも代えられません

西脇先生とは平成24年から、様々な案件に対し、誠実かつ迅速に対応して頂いて本当に感謝しています。当方はスポーツを中心に地域貢献をしている法人です。

法人設立は平成24年ですが、年々職員数も増え職員との契約関係、外部との契約等私共ではわからない法的根拠を屈指した契約書の作成とその内容を簡潔にわかりやすく説明頂けている事で、スムーズに契約を締結することが出来ています。

また、先生と顧問契約をしていることで何か難しい事案が発生した場合にも瞬時に相談できる安心感は何ものにも代えられません。西脇先生との出会いに本当に感謝しています。

ちょっとした疑問でも簡単に相談できるので、 トラブルが発生しなくなりました

元々友人の紹介で、一号店の店舗の賃貸借契約について相談しました。その後時々相談にのってもらっていたのですが、経営している店舗が増え、取引の量が増え、従業員の数が増えていくに従って、法律的な問題も起こるようになってきました。そこで、日常的にいろいろと相談できるように、それまでお世話になって信用できる西脇先生に顧問になってもらおうと思ったのです。

やはり顧問だと、気軽に相談できます。顧問契約を締結する前も仕事とは別に飲んだりしていたのですが、仕事の相談については、ちゃんと問題点をまとめてからしなければならぬと思って、なんとなく遠慮していました。顧問契約を締結してからは、ちょっとした疑問でも簡単に相談できるので、トラブルが発生しなくなりました。トラブルが発生してもすぐに相談できる弁護士がいると思えるのでとても安心です。

株式会社BCG様



取り扱い分野・業務領域



労務トラブル

労働組合対策団体交渉、解雇問題、ハラスメントなど、使用者側の労働に関するあらゆる問題に対応いたします。



労働審判

労働審判に弁護士が対応します。答弁書の作成から、尋問手続きの対応、終了後の手続きまで、弁護士がサポートいたします。



景品表示法

企業が広告などの販促活動を行う上で気をつけなければいけないのが景品表示法です。景表法には様々な規定が存在します。弁護士が貴社の広告に違反がないかチェックいたします。



クレーム対策

クレーム対策は一步間違えば企業の利益を大きく損なう可能性があります。弁護士が対応することで、様々なリスクを回避することが可能です。



契約書・利用規約

契約書や利用規約のチェックを行います。企業経営を行う上で重要な契約書を弁護士が法的な視点でチェック・作成を行います。



団体交渉・労働組合対策

労働組合との団体交渉は、気をつけるポイントが多く、経営者一人では対応するのは非常に困難です。労働問題の経験豊富な弁護士がサポートします。



債権回収

売掛金の回収は中小企業にとって避けられない問題です。債権回収を弁護士が対応することで、安全かつ早急な回収が実現します。



フランチャイズ

フランチャイズ展開を行うのであれば、最初のスタート時＝フランチャイズ契約書の内容が重要になります。当事務所はフランチャイズ契約を多角的な視点でサポートいたします。